信州ブレイブウォリアーズ アカデミー バスケットボールスクール規約

第1条 (運営管理)

信州ブレイブウォリアーズアカデミー バスケットボールスクール (以下「スクール」という) は株式会社信州スポーツスピリット及び一般社団法人信州スポーツアカデミー (以下「アカデミー」という) が管理・運営を行う。

第2条(目的)

スクールでは、確立した指導体制の下、バスケットボールを通して青少年の健全な育成 に寄与し地域振興及びバスケットボール競技の普及・発展を目的とする。

第3条(入校資格及び手続)

- 1) スクールに入校する者(以下「スクール生」という)は、親権者その他の法定代理人の同意を得なければならない。
- 2) スクール生は、本規約に同意した上で所定の入校申込書または WEB 申込書フォーム に必要事項を記入・入力し当アカデミー事務局宛に提出すること。また、必要により 医師の健康証明書の提出を求めることがある。
- 3) 初回あるいは2回目の練習までに定めた月謝・会費を担当者に現金納入する事とする。
- 4) 所定の口座振替依頼書を2回目の練習参加日までに提出する事とする。

第4条(遵守事項)

スクール生は本規約を順守し、また、スクール会場における施設の諸規則やルールに従 う事とする。

第5条(入会金及び月謝)

スクール生は所定の金額の入校金・月謝等を所定の方法で納入する事とし、支払いサイクルは、当月分の当月支払いとする。(例:3月活動分は3月末日払い)

第6条(月謝の支払い)

- 1) 入校月は規定の月謝を現金で担当コーチに支払い、翌月2回目以降の支払いは指定口 座引き落としとする。入会時に配布される銀行自動引落書類を2回目の練習参加日ま でに担当コーチに提出すること。
- 2) 毎月末日(末日が金融機関の休日の場合は翌営業日)に口座振替により納入する事と する。残高不足や口座振替が間に合わなかった場合のお支払方法については、当アカ デミー事務局より直接あるいは担当コーチ経由で連絡する。
- 3) アカデミーは理由の如何を問わず、受領した月謝等は返金しない。
- 4)入校金、事務手数料・月謝の金額は信州ブレイブウォリアーズの公式ホームページ、 又は各スクール校のホームページにて確認すること。

第7条(負傷時の処置及び事故)

1) スクール生が当スクールの活動中に負傷した場合は、アカデミーが応急処置のみの対応を行う。また、保護者と連絡を取り、迎えを依頼する場合がある。

信州ブレイブウォリアーズアカデミー バスケットボールスクール規約

- 2) アカデミーはスクール生が当スクールの施設利用中に生じた盗難・ケガ・死亡その他の事故について、当アカデミーの故意又は重過失によるものと立証された場合を除き、一切の責任を負わない。スクール生同士の当スクール内外でのトラブルについても同様である。
- 3) 当スクールへ参加するにあたっての往路・復路当移動中の事故に対しては、当アカデミーは一切の責任は負わない。

第8条(保険)

スクール生は入校と共にスポーツ安全保険に加入する事とする。加入手続きは当アカデミーで行い、保険料はスクール生の負担とし保障は保険会社の提示のとおりとする。保険の内容の不足分については各家庭・個人で補う事とする。

保険の詳細、保障内容については、各校に入校する際、また年度切り替えの際に各自で確認すること。アカデミーが直接運営するスクール校と、別の主催団体が運営するスクール校がある為、各スクール校の担当コーチに確認すること。

第9条(在校有効期間)

- 1) 毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- 2) 退校の申し出がなければ契約を自動更新とする。退校する場合は当アカデミーの定める所定の手続き(退校申請用紙)を担当コーチ経由で提出する事とする。

第10条 (譲渡等の禁止)

スクール生は本規約に基づくスクール生としての地位をいかなる第三者に対しても貸 与・譲渡又は売り渡すことはできず、使用承諾または名義変更・質権の設定その他これを 担保にすることはできない。

第11条(入校拒否・スクール生資格の取り消し等)

- 1) 当アカデミーは入校希望者又はスクール生が以下に該当する場合は、入校希望者の入校を拒否する事又は当該スクール生資格を取り消し、退校させることができる
 - (1) 入校申込書による登録の申請若しくは登録されたスクール生の情報に虚偽の内容がある場合又は登録申請事項に遺漏がある場合
 - (2) 実在しない氏名、他人の氏名や情報を用いて入校を申込んだ場合
 - (3) スクール生本人以外の者が当アカデミーを利用した場合
 - (4) 入校希望者若しくはスクール生がいわゆる暴力団若しくはこれ類する反社会的団体の組員、構成員若しくはその関係者(以下「暴力団員等」という)であると当アカデミーが認める場合又は暴力団員等でなくなった時から5年間が経過していないと当アカデミーが認める場合
 - (5)当スクールを不正利用し又は第三者に不正利用させた場合
 - (6) 会費 利用料金等の支払いを怠った場合
 - (7) 当スクール又は当アカデミーの名誉や品位を害する行為を行った場合
 - (8) 本規約に違反した場合
 - (9) その他合理的事由によりスクール生として不適当であると当アカデミーが認める場合

第12条(担当コーチについて)

- 1) ケガや治療、体調不良によりスクール担当コーチが不参加の場合は当該の日程のみ原則として代理のコーチが着任とする。
- 2) メインコーチに代わり、サブコーチが臨時的に行うことがある。

第13条 (休校・振替)

以下の各号のいずれかに該当する場合は、当スクールを休校できるものとする。また、 休校の場合、極力振替日を設ける事とするが振替できない場合もあることをスクール生は 予め了承するものとする。

- 1) 天災・交通事情・台風・大雪等の悪天候・集団疫病によりスクールの開催が困難であると判断した場合。
- 2) 施設の改修工事、イベント等で会場が使用できない場合。
- 3) その他、不可抗力によりスクールの開催が不可能と当アカデミーが判断した場合。

第14条(休校)

- 1) 原則として休校は認めない。但し、ケガや病気などのやむを得ない事由によりと当アカデミーが承認する場合はこの限りではない。
- 2) 当アカデミーが休校の承認をした場合、所定の休校届を休校開始希望月の前月25日 までに提出することにより休校することができる。また、以下の各号の休校中の条 件・手続きがあることをスクール生は予め了承するものとする。
 - (1) 休校中の月謝は免除とする
 - (2) 期日までに届を提出し受理され、かつ、休校する月の月謝を支払った場合は、 休校終了後の月謝に充当する。また、期日までに届出がない場合は月謝の返金 は行わない
 - (3) 休校期間は1ヶ月を単位に最大3ヶ月までとする。3ヶ月を超える場合は退校 扱いとする
 - (4) 再開をする際は、希望月を前月末日までにアカデミー事務局に連絡する事とする
 - (5) 再開をする際は、休校理由を証明できる書類(病院受診領収書など)のコピー を休校月各1枚提出する事とする
 - (6) 休校期間中、練習会場での見学は可能とするがコートへの立ち入りは禁止とする

第15条(退校)

- 1) スクール生は退校する前々月末日までに所定の退校届を提出することにより、月末限りで退校することが出来る。
 - (例:2月末まで参加し3月に退校する場合、1月31日までに申請をする)
- 2) 電話口頭での連絡やパソコンまたは携帯電話のメールによる連絡での退校は受付けない。尚、当アカデミーが退校届を受領しない限り月謝の支払い義務は発生するものとする。
- 3) 第22条に定める規約の改定が行われる際、改定後の規約に同意できない場合同意できないことを改定される新規約の施行までに当アカデミーへ申請することにより、新規約施行日に退校したという扱いとする。本項による退校をする前に次月分の月謝が

支払われている場合は、当該月謝を返金する。

4) 第22条に定める規約の改定が行われた際、新規約施行日以降、新規約に同意できずに退校するスクール生は第22条3項に定められた同意とみなされた行為になされていない場合に限り 申請した日をもって退校日とする。この場合、先払いされた当月分の月謝については返金しないが本条の規定にかかわらず、翌月の月謝の先払いを免除する事とする。

第16条 (再入校)

退校後1年以内に再度当アカデミーに入校をする場合には、入校金なしで再入校することができる。

第17条(当スクールの終了)

- 1) アカデミーは事前に会員に対して通知することにより、アカデミーの裁量で当スクールを閉会し、当アカデミースクールのサービス提供を中止することが出来る事とする。
- 2) 前項の当スクールの閉校又は当アカデミーのサービス提供の中止により、スクール生 又は第三者が被った損害に関しアカデミーは一切の責任及び損害賠償義務を負わな い。

第18条(事故責任の原則)

- 1) スクール生は、当アカデミーの利用にあたりアカデミーに対して何等の迷惑又は損害を与えてはいけない。
- 2) 当アカデミーの利用に関連して、スクール生が故意又は過失により第三者に対して損害を与えた場合又はスクール生と第三者の間で紛争が生じた場合、当該スクール生は自己の責任と費用でこれを解決しなければならず、アカデミーは一切の責任を負わない。
- 3) 当スクールの利用に関連して、当社以外の第三者が当アカデミーの利用するスクール 生に損害を与えた場合、アカデミーはいかなる責任をも負わず一切の損害賠償義務を 負わない。

第19条(営業行為等の禁止)

スクール生は、その資格を利用して当アカデミーに関し営利を目的とする行為又はその 準備を目的とする行為を行ってはいけない。

第20条(個人情報の取り扱い等)

- 1) アカデミーはスクール生の氏名・郵便番号・住所・性別・年齢・電話番号・電子メールアドレス・年会費決算に必要な情報等(以下総称して「個人情報」という)を取得するものとし当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じる。
- 2) 個人情報の利用目的は 下記の各号記載の通りとする。
 - (1) 当スクールの宣伝物等の送付(電子メール 電話含む 以下同じ)
 - (2) 信州ブレイブウォリアーズに関わる各種セールス、イベント、キャンペーンの 安内
 - (3) アカデミーの既存の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの調査、 分析改良、新規の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発、運

用

- (4) アカデミーの商品・サービス・イベント・キャンペーンに関わるアンケートの 実施
- (5) スクール生等からの問い合わせの対応
- 3) アカデミーは法令に定められた場合を除き、当該スクール生の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。
- 4) アカデミーはスクールに関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合がある。この場合アカデミーは業務委託先と個人情報保護契約を締結する。
- 5) スクール生は、個人情報の内容に変更があった場合速やかに所定の方法でアカデミーに届けなくてはならず、入校申し込み時の届出内容及び変更内容について一切の責任を負い届出内容及び変更内容の遺漏その他の過誤を原因とする情報、送付物の不到達その他の不利益についてアカデミーは一切責任を負わない。
- 6) 登録された会員の個人情報に従って送付物を送付した場合において、2回以上送付物 が所在先不明等により返送をされたときは、アカデミーは当該スクール生に対する送 付物の発送を停止する。

第21条(写真・映像の利用)

スクール生はアカデミーの活動風景として自己の肖像等の撮影があることを予め了承し、アカデミーは無償にて当該肖像等を撮影した写真及び映像等をアカデミーのウエブサイトやプロモーションに利用することができる。

第22条(本規約の変更)

- 1) アカデミーは本規約の内容を適宜変更することが出来、スクール生は予めこれを了承するものとする。
- 2) 本規約及び当アカデミーのサービス内容の変更は、アカデミーが別途定める場合を除き、口頭又は登録した携帯電話メールアドレス等への通知、練習場への掲示その他スクール生又は保護者が認識できる方法により、表示した時点からその効力を生じるものとする。
- 3) 改定された新規約が施行された後に練習に参加されたスクール生は、改定後の規約に同意したものとする。また、本規約の改定を施行した後に月謝の支払いをした場合も、改定後の規約に同意したものとする。改定された新規約の施行から2週間を経過した場合も改定後の規約に同意したものとする。

第23条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法を適用する。

第24条 (アカデミーからの連絡)

アカデミーからのスケジュール変更等の際にはメールにて連絡する事とする。 sbwacdemy@b-warriors.net からのメールを受信できるように設定し、確認漏れや所有する パソコン、携帯電話等の通信機器の不具合によりメールが確認できなかったことによりス クール生に不利益にとなる事が生じた場合、その責任等は一切負わない事とする。 信州ブレイブウォリアーズアカデミー バスケットボールスクール規約

第25条 (アカデミーへの連絡・問い合わせ)

体調不良等によりスクール活動を欠席する場合、入校・退校・休校・その他の連絡・問い合わせについては、下記まで連絡すること。

〒387-0012 長野県千曲市大字桜堂 488 番地 株式会社信州スポーツスピリット/一般社団法人信州スポーツアカデミー 電話番号 026-214-7022 FAX 番号 026-214-7023 電子メール sbwacdemy@b-warriors.net

2019年4月1日施行2021年11月1日改訂